

# 一人で悩まず気軽に利用を

市では、市民の皆さんが日常生活を送る中で遭遇する困り事や不安を解決するため、各種相談窓口を開設しています。

相談料は無料です。秘密は厳守されるので、安心して相談してください。

会場 市民相談室(市役所2階)

## 注意事項

- 裁判所で取り扱っている事件については相談できません
- 法人からの相談は受けません
- 受け付けは終了時間の30分前までです。正午～午後1時は相談できません
- 祝日などにより、相談日の変更となる場合があります
- 弁護士法律相談、女性のための相談は予約が必要です。直接または電話で市民協働課(☎20・1507)へ

## 市民生活相談

日時 11月・金曜日 午前9時～午後4時

内容 離婚、相続、近隣トラブルなど

相談員 元裁判所調停委員

## 弁護士法律相談(予約制)

日時 水曜日 午後1時～4時(1組当たり30分)

内容 雇用・労働、損害賠償など  
相談員 千葉県弁護士会所属の弁護士

## 女性のための相談(予約制)

日時 木曜日 午前10時～午後4時(1組当たり50分)

内容 夫婦、DV、セクハラなど  
相談員 女性カウンセラー

## もめごと・なやみごと・苦情相談

日時 第4火曜日 午前10時～午後3時(12月は第1火曜日)

内容 差別や名誉毀損、嫌がらせなど人権侵害、国の行政に対する意見や要望など

相談員 人権擁護委員、行政相談委員

## 税務相談

日時 第3火曜日 午前10時～午後3時

内容 確定申告、相続税など

相談員 千葉県税理士会所属の税理士

## 不動産相談

日時 第3火曜日 午前10時～正午

内容 建物の売買、賃貸借など  
相談員 千葉県宅地建物取引業協会 会印庶支部相談員

## 外国人相談

市内で生活する外国人が対象です。皆さんの周りに困っている人がいたら、教えてあげてください。

日時 第2・4金曜日 午後1時～4時

内容 健康保険、年金、税、日常生活における諸問題

取り扱い言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、各言語による案内は下記の通り

※くわしくは市民協働課(☎20・1507)へ。このほかの相談については13ページをご覧ください。

や。

## 英語

- ◆Date Every 2nd and 4th Friday
- ◆Time 1:00P.M～4:00P.M
- ◆Place Narita City Hall 2F Meeting Room
- ◆Subject To advise and help you solve problems you encounter such as health insurance,pension and tax etc.while living in Narita.
- ◆Charge Free
- ◆Inquiry "SHIMINKYODOKA" ☎0476-20-1507

## スペイン語

- ◆Fecha segundo y cuarto viernes
- ◆Horario 13:00～16:00
- ◆Lugar segundo piso del edificio (municipalidad) "Sodan Couna"
- ◆Contenido de consulta problemas varios de la vida diaria como seguro de salud,pension,impuestos
- ◆Costo gratuito
- ◆Información "SHIMINKYODOKA" ☎0476-20-1507

## 中国語

- ◆諮詢日 毎月第二和第四个星期五
- ◆諮詢时间 下午1時～4時
- ◆諮詢地点 市役所 2楼 會議室
- ◆諮詢内容 日常生活的各种問題 例如健康保險,年金,税金等
- ◆諮詢費 免費
- ◆查詢電話 "市民協働課" ☎0476-20-1507

## ポルトガル語

- ◆Período 2ª e a 4ª semana de 5ª feira do mês
- ◆Horário 13:00 Hs～16:00 Hs
- ◆Local Prefeitura de NARITA 2º Andar "Soudan Coona"
- ◆Objetivo Eventuais problemas do cotidiano, como pensão,seguro de saúde e impostos.
- ◆Serviço gratuito
- ◆Informação "SHIMINKYODOKA" ☎0476-20-1507